

議 第 1 4 号 議 案

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書の提出について
住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年6月19日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者	富士見市議会議員	篠 原 通 裕
賛成者	同	川 畑 勝 弘
	同	根 岸 操
	同	伊勢田 幸 正
	同	堀 航 大

提 案 理 由

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。

しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費の負担が生活困窮に拍車をかけている。

また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や貸主側の孤独死リスクへの懸念、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言いき難い。

よって、富士見市議会は、政府に対し、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、住まいの安定と居住支援の抜本的強化のため、下記の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
- 2 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、ＩｏＴ技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 3 UR賃貸住宅や公営住宅の空き住戸を居住支援法人が住宅確保要配慮者へ提供できるよう、定期借家かつ低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	様
国土交通大臣	様
厚生労働大臣	様
財 務 大 臣	様